⑹　［略］
⑺　事業の内容
　第二号様式記載上の注意㉗に準じて記載すること。この場合において、第二号様式記載上の注意㉗ｃ中「提出会社が有価証券の取引等の規制に関する内閣府令（平成19年内閣府令第59号）第49条第２項に規定する特定上場会社等に該当する場合」とあるのは「本報告書が公衆の縦覧に供されることにより提出会社が有価証券の取引等の規制に関する内閣府令（平成19年内閣府令第59号）第49条第２項に規定する特定上場会社等に該当することとなる場合」と読み替えるものとする。
［⑻・⑼　略］
⑽　経営方針、経営環境及び対処すべき課題等
　第二号様式記載上の注意㉚に準じて記載すること。
⑾　事業等のリスク
　第二号様式記載上の注意㉛に準じて記載すること。
⑿　経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析
　第二号様式記載上の注意㉜に準じて記載すること。
［削る。］

⒀　経営上の重要な契約等
　第二号様式記載上の注意㉝に準じて記載すること。
⒁　研究開発活動
　第二号様式記載上の注意㉞に準じて記載すること。
［削る。］

⒂　設備投資等の概要
　第二号様式記載上の注意㉟に準じて記載すること。
⒃　主要な設備の状況
　第二号様式記載上の注意㊱に準じて記載すること。
⒄　設備の新設、除却等の計画
　第二号様式記載上の注意㊲に準じて記載すること。
⒅　株式の総数等
　［ａ～ｆ　略］
　ｇ　「発行数」の欄には、当事業年度末現在及び報告書提出日現在の発行数を記載すること。
　　なお、新株予約権又は新株予約権付社債を発行している場合（商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成13年法律第129号）第19条第２項の規定により新株予約権付社債とみなされる転換社債若しくは新株引受権付社債又は同条第３項の規定により新株予約権証券とみなされる新株引受権証券（以下ｇ及び㉓において「旧転換社債等」という。）を発行している場合を含む。）の「提出日現在」の欄に記載すべき発行数については、当該新株予約権の行使（旧転換社債等の権利行使を含む。）によるものに限り、報告書の提出日の属する月の前月末のものについて記載することができる。ただし、その旨を欄外に記載すること。
　ｈ　［略］

⑹　［同左］
⑺　事業の内容
　第二号様式記載上の注意㉗に準じて記載すること。この場合において、「提出会社が有価証券の取引等の規制に関する内閣府令（平成19年内閣府令第59号）第49条第２項に規定する特定上場会社等に該当する場合」とあるのは「本報告書が公衆の縦覧に供されることにより提出会社が有価証券の取引等の規制に関する内閣府令（平成19年内閣府令第59号）第49条第２項に規定する特定上場会社等に該当することとなる場合」と読み替えるものとする。

［⑻・⑼　同左］
⑽　業績等の概要
　第二号様式記載上の注意㉚に準じて記載すること。
⑾　生産、受注及び販売の状況
　第二号様式記載上の注意㉛に準じて記載すること。
⑿　経営方針、経営環境及び対処すべき課題等
　第二号様式記載上の注意㉜に準じて記載すること。
⒀　事業等のリスク
　第二号様式記載上の注意㉝に準じて記載すること。
⒁　経営上の重要な契約等
　第二号様式記載上の注意㉞に準じて記載すること。
⒂　研究開発活動
　第二号様式記載上の注意㉟に準じて記載すること。
⒃　財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析
　第二号様式記載上の注意㊱に準じて記載すること。
⒄　設備投資等の概要
　第二号様式記載上の注意㊲に準じて記載すること。
⒅　主要な設備の状況
　第二号様式記載上の注意㊳に準じて記載すること。
⒆　設備の新設、除却等の計画
　第二号様式記載上の注意㊴に準じて記載すること。
⒇　株式の総数等
　［ａ～ｆ　同左］
　ｇ　「発行数」の欄には、当事業年度末現在及び報告書提出日現在の発行数を記載すること。
　　なお、新株予約権又は新株予約権付社債を発行している場合（商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成13年法律第129号）第19条第２項の規定により新株予約権付社債とみなされる転換社債若しくは新株引受権付社債又は同条第３項の規定により新株予約権証券とみなされる新株引受権証券（以下ｇ、㉑及び㉓において「旧転換社債等」という。）を発行している場合を含む。）の「提出日現在」の欄に記載すべき発行数については、当該新株予約権の行使（旧転換社債等の権利行使を含む。）によるものに限り、報告書の提出日の属する月の前月末のものについて記載することができる。ただし、その旨を欄外に記載すること。
　ｈ　［同左］